（削る）

別表第一（第二条、第三条関係）

支給地域	級地
北海道	
札幌市	五級地
宮城県	
仙台市　多賀城市	四級地
茨城県	
一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
二　つくば市	二級地
三　取手市　守谷市	三級地
四　水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市　牛久市	四級地
栃木県	
前橋市　高崎市　太田市	五級地
群馬県	
一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
埼玉県	
二　さいたま市　志木市　和光市	三級地
三　川越市　東松山市　上尾市　朝霞市　坂戸市	四級地
千葉県	
一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
二　千葉市　成田市　袖ケ浦市　印西市	三級地
三　市川市　船橋市　松戸市　佐倉市　柏市　市原市　富津市　浦安市	四級地
東京都	
一　次号に掲げる地域以外の地域	二級地
二　特別区	一級地
神奈川県	
一　次号に掲げる地域以外の地域	三級地
二　横浜市　川崎市　藤沢市　厚木市	二級地
富山県	
富山市	五級地
石川県	
金沢市	五級地
山梨県	
甲府市	五級地

第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合」と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲げる場合」と、「第三号において」とあるのは「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

第五条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

別表第一（第二条、第三条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	七級地
宮城県	多賀城市	五級地
	仙台市	六級地
	名取市	七級地
茨城県	取手市　つくば市	二級地
	守谷市	三級地
	牛久市	四級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	五級地
	古河市　ひたちなか市　神栖市	六級地
	笠間市　鹿嶋市　筑西市	七級地
栃木県	宇都宮市　大田原市　下野市	六級地
	栃木市　鹿沼市　小山市　真岡市	七級地
群馬県	高崎市	六級地
	前橋市　太田市　渋川市	七級地
埼玉県	和光市	二級地
	さいたま市　志木市	三級地
	東松山市　朝霞市	四級地
	坂戸市	五級地
	川越市　川口市　行田市　所沢市　飯能市　加須市　春日部市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　久喜市　三郷市　幸手市　比企郡滑川町　比企郡鳩山町　北葛飾郡杉戸町	六級地
	熊谷市	七級地